

定 款

一般財団法人 久留米・筑後移植医療推進財団

# 一般財団法人久留米・筑後移植医療推進財団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人久留米・筑後移植医療推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市旭町67番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 健康は、人が健全な個人的、家庭的、社会的生活を送る上で、守るべき最も大切なものの一つである。近年、医療の発展に伴い長生きする人が増えたが、不慮の病気のために健全な営みが阻害され、時として重篤な状態に至ることもある。この法人は、多くの地域医療施設と共に、久留米、筑後地区において健康と病気に関する知識の普及を図り、「人生の最終段階における医療」の選択や臓器提供の貴重な意思を最大限に尊重し、臓器機能障害のある人達が移植医療によりその機能を回復し健康な生活が送れるようにすることを目的とし、よって、久留米、筑後地区住民の健康と福祉の向上に資する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康と病気に関する知識の普及啓発活動
- (2) 移植医療に関する知識の普及啓発活動
- (3) 「人生の最終段階における医療」に関する知識の普及啓発活動
- (4) 移植医療に携わる各種機関及び移植者・臓器提供者への支援を目的としたシステムの構築と諸活動
- (5) 臓器移植コーディネーターによる臓器移植に関する支援活動
- (6) 移植医療技術の研究と高度化及び人材育成のための支援及び諸活動
- (7) 移植医療に関する調査及び情報の収集
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、久留米市とその周辺筑後地区において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(設立者の拠出する財産及びその価格)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 藤 堂 省

現金 300万円

(基本財産)

第6条 前条記載の財産は、この法人の目的を行うために不可欠なものとして特定された基本財産とし、かつ、この法人が公益認定を受けた場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分し、又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属説明書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 貸借対照表は、第1項の定時評議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

(剰余金の不分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員9名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 前項の規定は、評議員会の特別決議により、変更することができる。
- 3 評議員を解任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数

の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人である者

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する役員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給額は、評議員会において別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程に従って算定した額とする。

## 第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額及びその規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開 催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項その他必要事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事長は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 3 前2項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議 長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選任する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人が署名又は記名押印する。

3 評議員会の議事録は、評議員会の開催日から10年間、主たる事務所に備え置く。

(評議員会規則)

第26条 評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、

評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上13名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事会の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。



- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 役員は再任することができる。
  - 4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事又は監事が第27条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第32条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員を評議員会の決議によつて解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、解任の決議を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (顧問)

- 第33条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
  - 3 顧問は、理事長の諮問に応え、必要に応じて理事長に対して助言し、理事会において意見を述べることができる。

#### (報酬等)

- 第34条 役員及び顧問は、無報酬とする。
- 2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給額は、評議員会において別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程に従つて算定した額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任
- (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

(開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度定期に、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第100条に規定する場合におて、必要があると認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当

たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、次の各号の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、理事会の開催の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条（目的）、第4条（事業）及び第13条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

（解散）

第46条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第9章 委員会

（委員会）

第48条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

（事務局）

第49条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 賛助会員

（賛助会員）

第50条 この法人の趣旨に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会費その他賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会費規程によるものとする。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第13章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

- 2 定時評議員会後のこの法人の貸借対照表は、1年間継続して公告する。

### 第14章 附 則

(設立時の評議員)

第54条 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員	本 村 康 人
設立時評議員	志 波 直 人
設立時評議員	深 水 圭
設立時評議員	鳥 村 拓 司
設立時評議員	吉 田 茂 生
設立時評議員	田 中 眞 紀
設立時評議員	内 藤 雅 康
設立時評議員	牟 田 文 彦
設立時評議員	林 真一郎
設立時評議員	日 高 艶 子
設立時評議員	本 田 順 一

(設立時の役員)

第55条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	永 田 見 生
設立時理事	島 弘 志
設立時理事	野 口 和 典
設立時理事	高 須 修
設立時理事	安 永 弘
設立時理事	赤 木 由 人
設立時理事	井 川 掌
設立時理事	福 本 義 弘

設立時理事	門 田 遊
設立時理事	横 倉 義 典
設立時理事	西 村 一 宣
設立時理事	林 明 宏
設立時理事	藤 堂 省
設立時代表理事	永 田 見 生
設立時監事	福 田 有 史
設立時監事	椛 島 修

(最初の事業計画等)

第56条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第57条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第58条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	福岡県久留米市通町109番地12 竹内ビル401号
設立者	藤 堂 省

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。